

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月22日6筑保第1807号-2で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）における開示の実施方法の決定は、妥当である。

2 審査請求に係る処分の内容

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、福岡県知事（以下「実施機関」という。）が保有する以下の文書である。

ア 九星飲料工業株式会社に係る下記届出書

(ア) 水質汚濁防止法の特定施設設置届出書（平成13年6月18日及び令和3年6月30日に提出された分）

(イ) 大気汚染防止法のばい煙発生施設設置届出書（平成27年8月18日及び令和3年6月17日に提出された分）

イ 株式会社キョーワ（旧社名協和セメント工業株式会社）に係る下記届出書

(ア) 水質汚濁防止法の特定施設設置（使用）届出書（施設の被承継者である怡土興産株式会社（旧社名九建ブロック工業株式会社）から昭和46年7月23日及び昭和58年5月20日に提出された分）

(イ) 大気汚染防止法のばい煙発生施設設置（使用）届出書（昭和61年5月20日及び平成21年7月13日に提出された分）

(2) 本件公文書の開示決定等の状況

実施機関は、本件公文書に記載された担当者等の氏名及び押印の印影等については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当し、法人代表者の印影については、条例第7条第1項第2号（事業情報）に該当するとして非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) 本件公文書の開示の方法等の決定状況

審査請求人は、本件公文書の開示請求時に、知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成13年福岡県規則第51号。以下「規則」という。）第2条に規定する公文書開示請求書の様式中の「求める開示の方法」欄において、「写しの交付」を選択した上で、当該欄の余白部分にその実施方法としてCDかDVDでの交付を希望する旨を記載していた。

これに対し、実施機関は、本件決定における開示の方法を写しの交付によることとし、その実施方法について、複写機により単色刷りで複写した紙の文書の交付によること及び当該写しの交付に要する費用を2010円とする決定を行い、本件決定に係る公文書部分開示決定通知書の別紙において審査請求人に通知した。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定における開示の実施方法について、紙の文書での写しの交付とする決定を取り消し、CDかDVDによるデータの交付を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、令和6年6月21日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求を行った。
- イ 実施機関は、令和6年7月5日付けで、審査請求人に対し、条例第12条第2項の規定により、開示決定等期間延長を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 実施機関は、令和6年7月22日付けで、本件決定及び本件決定における開示の実施方法等の決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- エ 審査請求人は、令和6年8月3日付けで、本件決定における開示の実施方法を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。
- オ 実施機関は、令和6年11月6日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書はかなり以前のものであるが、現在は国がデジタル化を進めていて、福岡県もデジタル化にたくさんのお金を使っている。現在は複合型コピー機があり簡単にスキャンでき、危機管理からも、紙とデジタルでの書類保存を進めているのだから、重要書類はすでにデジタルであるのではないか。
- (2) 以前、実施機関に糸島の浄化槽台帳を公文書開示請求したら、これも紙媒体でしかないのだからCDやDVDでの開示はできないと2千円程度代金がかかった。CDやDVDなら100円程度である。しかし、いただいた書類はあきらかにデジタルで黒塗りされていた。浄化槽台帳などはデジタル化が進んでいて、浄化槽の検査結果がその都度業者から自動で入力されると聞いた。それにも関わらず、紙媒体でしかないと言われた。

- (3) 広く情報公開をすすめる上でも紙より格段に安いCDやDVDは庶民にとってありがたい。特に枚数の多いものは助かる。

5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 開示決定を行った公文書の開示の方法は、条例第16条第2項の規定により、「公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」とされている。
- (2) また、「情報公開事務の手引」(令和6年3月福岡県総務部県民情報広報課)では、条例の当該規定の運用に関して、文書、図画又は写真の写しの交付の方法について「当該文書、図画又は写真を複写機によりA3判以下の大きさの用紙(開示請求に係る公文書の原本の大きさと同一のもの)に複写したものを交付することとする。」(57頁)とされている。
- (3) 本件審査請求に係る対象公文書は、いずれも届出者から紙で提出された文書であって、その後も紙でのみ保有していることから、その開示の方法は、条例に基づき、用紙への複写による交付とすることとしたものであり、その対応には何ら瑕疵はなく、適切なものである。
- (4) 審査請求人は、本件審査請求において、この対応を不服とし、「CDかDVDでデータをいただきたい」としているが、開示の方法については条例で明確に定められており、条例の規定によらない方法での開示を行うことはできない。

6 審査会の判断

(1) 公文書の開示の実施及びその方法について

条例第16条第1項において、実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに公文書の開示の実施をしなければならないと定められており、同条第2項において、その開示方法について、公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うと定められている。

また、写しの交付等の具体的な実施方法については、規則第8条、第10条及び別表(第10条関係)において、その種別ごとに定められており、文書、図画又は写真の写しの交付については、複写機により複写したもの(単色刷り又は多色刷り)、電磁的記録の写しの交付については、用紙により出

力したもの（単色刷り又は多色刷り）の他、CD-R、DVD-R又はその他の電磁的記録媒体に複写したものによることとされている。

(2) 本件公文書について

実施機関は、本件公文書はいずれも届出者から紙で提出された文書であって、その後も紙でのみ保有していると主張している。一方、審査請求人は、本県では紙とデジタルでの書類保存を進めているのだから、重要書類はデジタルであるのではないかと主張している。

本件公文書は、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づく特定施設設置等の届出に係る文書であって、当審査会が実施機関に確認したところ、当該届出は、窓口や郵送にて書面で提出する方法と、ふくおか電子申請サービスを利用する方法があるが、本件公文書が提出された当時は、当該電子申請サービスの運用を開始しておらず、書面以外での提出は認められていなかったことが確認された。

また、当審査会が確認したところ、実施機関には、收受した全ての紙の文書を電磁的記録に変換して保存しなければならないとする規定は存在せず、更に、実施機関が事務処理の必要性から、本件公文書を電磁的記録で保有しなければならない特段の事情も認められなかった。

このことから、本件公文書を紙でのみ保有しているという実施機関の説明に不合理な点はないと認められる。

(3) 本件決定における開示の実施方法の決定の妥当性について

審査請求人は、本件公文書の開示請求時に、規則第2条に規定する公文書開示請求書の様式中の「求める開示の方法」欄において、「写しの交付」を選択した上で、当該欄の余白部分にその実施方法としてCDかDVDでの交付を希望していた。

上記(2)のとおり、実施機関は、本件公文書を紙でのみ保有しており、紙の文書の開示は、条例第16条第2項において、閲覧又は写しの交付により行うとされている。また、その写しの交付の具体的な実施方法については、規則第10条及び別表（第10条関係）において、複写機により複写したもの（単色刷り又は多色刷り）によることと定められており、紙の文書を電磁的記録に変換し、CDやDVDに複写して交付することは予定されていない。

以上のことから、本件決定における開示の方法を写しの交付によることとし、その実施方法について、複写機により単色刷りで複写した紙の文書の交付によることとした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

先述のとおり、実施機関の現行の規則においては、開示する公文書の種別が紙の文書の場合、その写しの交付の実施方法は、複写機により複写したものの交付によることと定められており、スキャナーで電磁的記録に変換し、CD-R等の電磁的記録媒体への複写により交付することは予定されていない。

しかし、情報公開制度が県民にとって利用しやすい制度となるためには、開示の実施方法についても、開示請求者の利便にできるだけ配慮することが望ましいことから、実施機関においては、情報化の進展状況や必要な機器の普及状況等を勘案の上、適宜、開示の実施方法について検討されるよう要望する。